

産業廃棄物収集運搬業許可事業者様

宇都宮市環境部  
廃棄物対策課長

### 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

日ごろより、本市の廃棄物行政に御理解と御協力を賜りありがとうございます。

さて、廃棄物処理法施行令の一部が改正されることに伴い、平成23年4月1日から、産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可（以下「収集運搬業許可」という。）が合理化されることとなりました。なお、積替え保管を含む許可を有している場合は合理化の対象外となります。

つきましては、以下の内容について御確認の上、必要な手続きをしていただけますようお願い申し上げます。

#### 1 概要

これまで、宇都宮市内で産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬を行う場合、宇都宮市の収集運搬業許可が必要でしたが、改正後は栃木県知事の許可の有無及び内容によって、宇都宮市における収集運搬業許可の取扱いが変わります。

#### 2 内容

##### (1) 宇都宮市の収集運搬業許可が失効となる場合

平成23年3月31日現在、以下のケースに該当する場合は、宇都宮市の収集運搬業許可が失効となり、栃木県の収集運搬業許可で宇都宮市内の収集運搬業ができます。

###### 〈ケース1〉

栃木県と宇都宮市の収集運搬業許可の取扱う産業廃棄物の種類（以下「許可品目」という。）がすべて同じ場合

###### 〈ケース2〉

栃木県と宇都宮市の収集運搬業許可の許可品目が一部異なるが、栃木県の許可品目に宇都宮市の許可品目がすべて含まれている場合

[別紙（例1）、（例2）、（例3）]

##### (2) 宇都宮市の収集運搬業許可が有効となる場合

平成23年3月31日現在、以下のケースに該当する場合は、宇都宮市の収集運搬業許可が有効（許可期限まで）となります。

###### 〈ケース3〉

栃木県の収集運搬業許可を取得していない場合

###### 〈ケース4〉

栃木県と宇都宮市の収集運搬業許可の許可品目が一部異なるが、宇都宮市の収集運搬業許可に栃木県の収集運搬業許可にない許可品目がある場合

[別紙（例4）、（例5）、（例6）、（例7）]

### 3 必要な手続きについて

#### (1) 宇都宮市の収集運搬業許可が失効となる場合

平成23年4月1日以降、宇都宮市の許可証の原本(※1)を市役所(下記の送付先)まで送付してください。

※1)栃木県では、変更届の届出により許可証の書換えを行う予定です。その際、宇都宮市の許可証の写しの提出が求められますので、写しを控えとして保管しておいてください。

#### (2) 宇都宮市の収集運搬業許可が有効となる場合

平成23年4月1日以降の事業内容によって次の2通りの手続きに分かれます。

##### ① 宇都宮市のみで収集運搬する場合

・既存の収集運搬業許可の期限満了に伴い、宇都宮市に更新許可申請をしてください。

##### ② 栃木県全域で宇都宮市の許可品目を収集運搬する場合

・〈ケース3〉に該当する場合は宇都宮市の許可品目をすべて含めた形で、栃木県に新規許可申請(※2)を行ってください。

・〈ケース4〉に該当する場合は宇都宮市の有効許可期限までに、宇都宮市の許可品目をすべて補う形で、栃木県に変更許可申請(※2)をしてください。

※2)申請により、栃木県の許可品目が宇都宮市の許可品目をすべて含む形となった場合、〈ケース1〉又は〈ケース2〉に該当することから、宇都宮市の収集運搬業許可が失効となりますので、(1)の手続きが必要となります。

なお、栃木県の審査標準処理期間は、申請から許可まで約60日間となっておりますので、十分な余裕を持って手続きをお願いします。

### 4 問い合わせ等

宇都宮市の収集運搬業許可に関する事項については宇都宮市廃棄物対策課までお問い合わせください。また、栃木県の収集運搬業許可に関する事項については栃木県又は各事務所までお問い合わせください。

○宇都宮市 〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5  
宇都宮市環境部 廃棄物対策課  
TEL:028-632-2928

○栃木県お問い合わせ先一覧

栃木県 環境森林部 廃棄物対策課	〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 TEL:028-623-3154	県西環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川5-1-9 TEL:0288-23-1000
県東環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒321-4325 真岡市田町1568 TEL:0285-81-9002	県北環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央1-9-9 TEL:0287-22-2277
県南環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL:0283-23-4445	小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 TEL:0285-22-4309

## (例1)

宇都宮市の許可品目を栃木県はすべて含んでいるため、〈ケース2〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
木くず	木くず
金属くず	×
以上2種類	以上1種類

## (例2)

宇都宮市の許可品目を栃木県はすべて含み、石綿含有産業廃棄物についても栃木県は含むため、〈ケース2〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
木くず	木くず
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を <u>含む</u> 。)	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を <u>除く</u> 。)
以上2種類	以上2種類

## (例3)

宇都宮市の許可品目を栃木県はすべて含み、含有する特定有害産業廃棄物の種類についても宇都宮市の種類を栃木県はすべて含むため、〈ケース2〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
【汚泥】 特定有害産業廃棄物 (水銀又はその化合物 鉛又はその化合物 有機燐化合物) 以上を含むことのみにより 有害なものに限る。	【汚泥】 特定有害産業廃棄物 (水銀又はその化合物 × 有機燐化合物) 以上を含むことのみにより 有害なものに限る。
以上1種類(特定有害3種類)	以上1種類(特定有害2種類)

## (例4)

宇都宮市のみで取得している許可品目があるため、〈ケース4〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
木くず	木くず
×	金属くず
以上1種類	以上2種類

(例5)

栃木県と宇都宮市の許可品目数は同じですが、宇都宮市のみで取得している許可品目があるため、〈ケース4〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
木くず	木くず
金属くず	×
×	紙くず
以上2種類	以上2種類

○上記の例では、紙くずは宇都宮市のみで取得している許可品目ため、宇都宮市の許可が有効となります。このため、宇都宮市の許可品目でない金属くずについては宇都宮市内での収集運搬はできません。

(例6)

栃木県と宇都宮市の許可品目数は同じですが、宇都宮市でのみ石綿含有産業廃棄物を含むため、〈ケース4〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
木くず	木くず
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を <u>除く</u> 。)	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を <u>含む</u> 。)
以上2種類	以上2種類

○石綿含有産業廃棄物に係る許可証上の記載については、平成18年10月1日以降の許可から適用しています。(栃木県では石綿含有産業廃棄物を含む場合のみ記載しています。)

○石綿産業廃棄物の含有可能性ある産業廃棄物は以下のとおり。

廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(例7)

栃木県と宇都宮市の許可品目数は同じですが、宇都宮市のみで取得している特定有害産業廃棄物があるため、〈ケース4〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
【汚泥】 特定有害産業廃棄物 〔水銀又はその化合物 鉛又はその化合物〕 × 以上を含むことのみにより 有害なものに限る。	【汚泥】 特定有害産業廃棄物 〔水銀又はその化合物〕 × 有機燐化合物 以上を含むことのみにより 有害なものに限る。
以上1種類(特定有害2種類)	以上1種類(特定有害2種類)

○上記の例では、汚泥に含有する「有機燐化合物」は宇都宮市のみで許可を受けた特定有害産業廃棄物であるため、宇都宮市の許可が有効となります。このため、宇都宮市の特定有害産業廃棄物でない「鉛又はその化合物」については宇都宮市内での収集運搬はできません。